

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

平成30年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 60,100 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 684,848 千円

(単位:千円)

事業名	平成30年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	363,373	27,747	335,626	193,055	0	145	142,426	12,499
	老人福祉費	488,043	98,323	389,720	30,902	0	38,310	320,508	28,127
	児童福祉費	192,063	56,036	136,027	71,128	0	30,004	34,895	3,062
	小計	1,043,479	182,106	861,373	295,085	0	68,459	497,829	43,688
衛生費	保健衛生費	228,511	15,814	212,697	3,121	0	22,557	187,019	16,412
	小計	228,511	15,814	212,697	3,121	0	22,557	187,019	16,412
合計	1,271,990	197,920	1,074,070	298,206	0	91,016	684,848	60,100	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。